

事故にあった時（第三者行為による傷病届等について）

【第三者行為による傷病届等について】

交通事故やケンカなど、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受ける際には『第三者行為による傷病届』の提出が必要となります。（健康保険法施行規則第 65 条「第三者行為による被害の届出」）
※取り急ぎ事故等の状況をお電話によりお知らせいただき、健康保険組合より承認を受けることが必要です。後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いします。

【届出の必要性】

自動車事故等の第三者行為によりケガをした時の治療費は本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が立て替えて支払うこととなります。その後、加害者に対して健康保険給付した費用を健康保険組合が請求する（損害賠償請求権を保険者が代位取得する）際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願い致します。
※届出がされない場合、加害者又は自動車保険会社へ請求できない為、当組合が給付を行った価額の限度において被保険者本人へ請求する場合がありますので必ず提出をお願い致します。

【提出書類】

（交通事故の場合）

●第三者行為による事故〔PDF〕

- ① 「第三者行為による傷病届」届出No.1.2
- ② 「事故発生状況報告書」届出No.3
- ③ 「同意書」届出No.4
- ④ 「損害賠償金納付確約書」届出No.5
- ⑤ 「傷病原因届」
- ⑥ 交通事故証明書（写し）

※交通事故証明書の種別が「人身事故」となっているもの。

種別が「物件事故」となっている場合や事故証明書に名前の記載がない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」が必要となります。

※交通事故証明書の発行については、事故を起こした都道府県の「自動車安全運転センター」へ申請してください。

●自損事故〔PDF〕

- ① 「自損事故発生状況報告書」
- ② 「傷病原因届」
- ③ 交通事故証明書（写し）

（交通事故以外の第三者行為によるもの）〔PDF〕

例) 他人のペットに咬まれた。不当な暴力や傷害行為による怪我。

外食等での食中毒。ゴルフ、スキーなどで他人と衝突等による怪我。

※第三者行為にあたるかどうか不明の場合は健康保険組合へご連絡下さい。

- ①「第三者行為による傷病届」(交通事故以外)届出No.1.2
- ②「同意書」届出No.4
- ③「損害賠償金納付確約書」届出No.5
- ④「傷病原因届」
- ⑤「同意書」届出No.6

▲注意・示談は慎重に！

健康保険で治療を受けたときは、示談する前に健康保険組合に相談してください。

勝手に加害者と示談をしてしまうと、それ以降の損害賠償請求権が消滅してしまい、ご本人へ治療費の返還請求する場合がございますのでご注意ください。

(例.1) 健康保険で治療を受けている間に示談が成立した場合

- 被害者が治療費を含む賠償金を受け取った場合にはその日以降、健康保険で治療を受けられなくなります。症状が固定せず、治療が長引く場合でも全額自己負担となります。

(例.2) 「健康保険で治療を受けているので医療費はいらない」といった示談をした場合

- 医療費の損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険組合が立て替えている医療費を加害者へ請求できなくなることから、医療費全額について被害者の自己負担となります。

仕事中又は通勤途中にケガをした場合は健康保険を使用することができません

仕事中または通勤途中でのケガは労災保険の給付対象になりますので健康保険を使用することができません。(健康保険法第1条「目的」、第55条「他の法令による保険給付との調整」)

必ず勤務先にご連絡いただき、労働基準監督署へご確認下さい。

提出先・お問合せ先

〒332-0012

埼玉県川口市本町 3-2-22 工房ビルディング 4F

川口工業健康保険組合 業務課 医療係

Tel 048-229-2353

※お問い合わせの際は、健康保険証の記号・番号をお知らせください

～第三者行為による交通事故～

【提出書類について】

★「第三者行為による傷病届」届出No.1.2

※基本的に被保険者等が記入する事になりますが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は相手方の記入も可能です。交通事故の場合は事故証明書を参考に記入して下さい。

★「事故発生状況報告書」届出No.3

※交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で重要な書類になりますので、できるだけ詳しくご記入下さい。

★「同意書」届出No.4

※川口工業健康保険組合が加害者へ損害賠償請求する際に、診療報酬明細書の写し並びに届出書類の写し等を添付することに同意するものです。また、立て替え分の治療費が加害者へ請求できなくなることを防ぐ為、加害者と示談する場合は事前にご報告いただく事、白紙委任状を渡さない事、金品授受があった場合は必ずご報告いただく事についてもあわせて同意をお願いします。

★「損害賠償金納付確約書」届出No.5

※相手側（加害者）に記入して頂く書類です。加害者の方に記入して頂けない場合は余白にその旨ご記入下さい。

★「傷病原因届」

※業務上や通勤途上での負傷でないかどうかの確認の為必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷されたのか等、できるだけ詳しくご記入下さい。

（業務上や通勤途上での負傷の場合は健康保険が使用できませんので、事業所へご相談下さい）

☆添付書類

「交通事故証明書（写し）」

※交通事故証明書の種別が「人身事故」となっているもの。

種別が「物件事故」となっている場合や事故証明書に名前の記載がない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」が必要となります。

※交通事故証明書の発行については、事故を起こした都道府県の「自動車安全運転センター」へ申請してください。

●書類上、「被害者」「加害者」とありますが、過失の大小ではなく、ケガをされた被保険者＝「被害者」として記入して下さい。

●健康保険を使用してケガの治療をされた場合、負傷原因の確認をさせて頂く事がございます。第三者行為によるけがや仕事上のケガを確認する為ですので御協力をお願い致します。

～自損事故～

【提出書類について】

★「自損事故発生状況報告書」

※事故の状況を確認する上で必要となりますので、詳しくご記入下さい。

★「傷病原因届」

※業務上や通勤途上での負傷でないかどうかの確認の為必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷されたのか等、できるだけ詳しくご記入下さい。

(業務上や通勤途上での負傷の場合は健康保険が使用できませんので、事業所へご相談下さい)

☆添付書類

「交通事故証明書(写し)」

※事故状況の証明となるものですので必ずご添付下さい。

※交通事故証明書の発行については、事故を起こした都道府県の「自動車安全運転センター」へ申請してください。

～交通事故以外の第三者行為によるもの～

【提出書類について】

★「第三者行為による傷病届」（交通事故以外）届出No.1.2

※基本的に被保険者等が記入する事になりますが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は相手方の記入も可能です。

★「同意書」届出No.4

※川口工業健康保険組合が加害者へ損害賠償請求する際に、診療報酬明細書の写し並びに届出書類の写し等を添付することに同意するものです。また、立て替え分の治療費が加害者へ請求できなくなることを防ぐ為、加害者と示談する場合は事前にご報告いただく事、白紙委任状を渡さない事、金品授受があった場合は必ずご報告いただく事についてもあわせて同意をお願いします。

★「損害賠償金納付確約書」届出No.5

※相手側（加害者）に記入して頂く書類です。加害者の方に記入して頂けない場合は余白にその旨ご記入下さい。

★「同意書」届出No.6

※関係機関へ診療内容の照会を行うことや、関係機関からの照会に対して回答する事への同意をお願いします。

★「傷病原因届」

※業務上や通勤途上での負傷でないかどうかの確認の為必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷されたのか等、できるだけ詳しくご記入下さい。

（業務上や通勤途上での負傷の場合は健康保険が使用できませんので、事業所へご相談下さい）